

令和2年11月24日

事業者各位

守口市水道局総務課長

見積書の取扱いの変更について

見積書の取扱い（押印の要否、提出方法等）について、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 見積書の取扱いの変更

	変更前	変更後
提出書類	見積書原本（写し不可）	見積書（写し可）
見積書への押印	必要（入札参加資格審査申請時に届出した使用印を押印）	不要※
提出方法	窓口への持参又は郵送	原則、FAX又はメール

※見積書には、使用印のほか、社印、担当者印等の押印も原則不要です。

2 対象

通知日以降に本市水道局が見積依頼をした案件とします。

3 その他注意事項

押印不要とするのは見積書のみであり、入札書、委任状、契約書等にはこれまでと同様に、使用印の押印が必要ですので、ご注意ください。